

川南町告示第9号

平成27年1月21日

川南町長 日高 昭彦



景観行政事務処理の開始について

景観法（平成16年法律第110号）第98条第1項の規定により、景観行政事務の処理を下記のとおり開始することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

記

1 景観行政事務の処理を開始する主旨

川南町は、町の中心部を流れる平田川の両側に、戦後日本屈指の開拓地である国光原、唐瀬原の両台地が広がり、西に尾鈴山、東に日向灘と、山から海まで多彩な自然環境を持っている。また、川南古墳群や川南湿原など文化財としても評価の高い資源があり、これらの豊かな自然と地域資源を守りながら、住民とともに、更なる町の魅力を再発見していく、景観法の理念に沿って、特性を活かしたまちづくりを進めていくため、下記期日をもって景観行政団体となり、必要な施策の検討と実施に臨むものである。

2 景観行政事務の処理を開始する日

平成27年3月1日